

## 韓国の平坦部農村地帯における借地経営について： 全羅北道の農家調査から

深川，博史  
九州大学：名誉教授

<https://doi.org/10.15017/7183245>

---

出版情報：経済學研究. 90 (2/3/4), pp.17-33, 2023-12-25. Society of Political Economy, Kyushu University  
バージョン：  
権利関係：



# 韓国の平坦部農村地帯における借地経営について

— 全羅北道の農家調査から —

深 川 博 史

はじめに

1. 韓国農業における借地経営の展開過程
    - 1) 1970年代以降の借地構造の形成
    - 2) 1990年代の市場開放下の農地政策
    - 3) 2000年代以降の賃貸借の制度化と限界
    - 4) 高齢化と農地の貸付圧力
  2. 平坦部農村地帯における借地経営の実態
    - 1) 調査地の概要 - 全羅北道益山市及び金堤市
    - 2) ハングル営農組合法人の事例
    - 3) チクサン水田大豆営農組合法人の事例
  3. 借地経営の合理性に関する考察
- おわりに

はじめに

韓国農業は、1970年代以降の経済成長に伴う農家人口の減少により、農地の賃貸借が増え借地経営が特徴となった。農地の賃貸借は当初、法的に認められておらず、賃貸借の制度化を巡って論争が起きた<sup>1)</sup>。論争は決着せず制度化は遅

れ、1996年に至り賃貸借を管理する農地法が施行された(深川2001:98)。しかし、その後も借地は増え続け借地に対する批判的な研究が現れた。

借地経営では、地主の農地回収の恐れが常にあり、とくに農地転用の可能性の大きい大都市近郊では、借地農民は施設農業用の固定資本投資を躊躇した。長期の土地改良投資が必要な環境農業も困難であった(李錫注2005:68)。水田農業は長期に借地できない場合、大型機械への固定資本投資が容易でない(司東千2010:132)。農業機械へ固定資本投資をしても短期契約では資本の回収が難しい(鄭景美2013:105)。金泓相によれば、施設農業は数年の文書契約が多く、水田は1年の口頭契約が主流である<sup>2)</sup>。

水田は大型機械への固定資本投資を伴うだけでなく、大型機械の効率的な稼働に一定の借地規模が必要となる。借地契約が更新されなければ営農計画に支障が出る恐れがある。

このような投下資本の回収の観点からは、短期口頭契約が主流の水田借地経営は、不安定に見える。しかし、実際には、借地は水田面積の

1) 主要な争点は農地の所有資格と所有上限であり、所有資格や所有上限を緩和しようとする政府側とそれに反対する学界および言論界との間で相互批判が繰り返された。長期にわたる農地法論争の間、韓国では農地法不在の状態が続き、自作農体制は後退した(深川1993:259)。

2) 単年生作物である米農家、畑作、露地野菜農家は、口頭契約形態が多い。米を栽培する農地では口頭契約率が53.5%である(金泓相他2016:31)。多年生作物や施設投資を要する作物は、ほとんどが長期賃貸借契約を結んでいる。特に、施設野菜や果樹の場合、5年以上の賃貸借契約が70%以上を占める(金泓相同上:60)。

なかで一定の割合を占め続けており、大きく減少する傾向にはない。農民の高齢化が進み離農者が増えるなか、農地の貸付圧力は強まっており、借地経営は今後も存続する可能性が高い。

そこで、本稿では、平坦部農村地帯における水田借地経営の実態について検討する。借地の不安定性に対して水田農業経営が如何に対応し、如何なる合理性を有しているか、その解明を目的とする。叙述の順序としては、まず、農地改革以降の借地構造の形成過程や農地政策を概観し、近年の借地を巡る調査研究を紹介した上で、借地経営の実態に迫る。その後、平坦部農村の典型地域である全羅南道の実態分析を踏まえ、借地経営の合理性に関する考察を行う。



図1 全羅北道の位置

## 1. 韓国農業における借地経営の展開過程

### 1) 1970年代以降の借地構造の形成

1945年の解放以後、近年まで、韓国農業の主要テーマは農地問題、とりわけ借地に関わる問

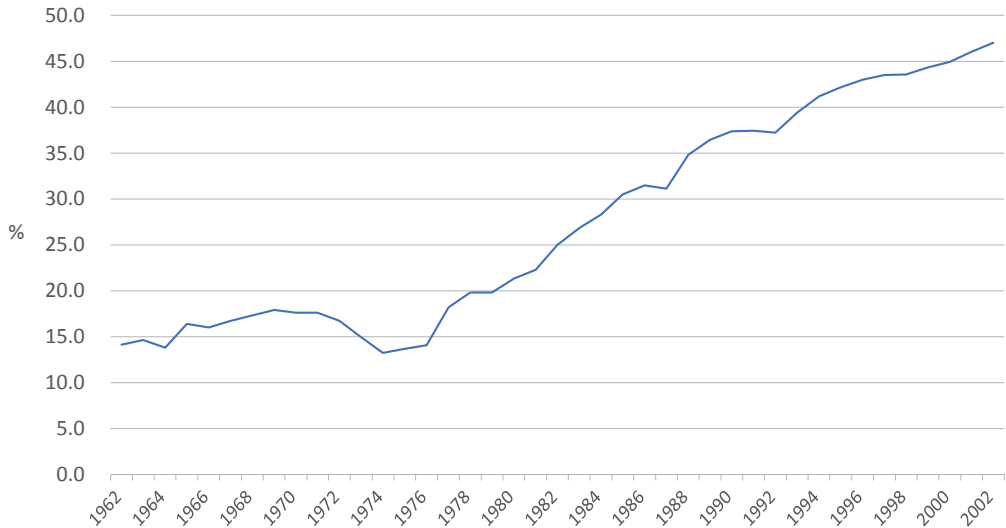
題であった。韓国の植民地期の経済は農業に偏重しており、農村過剰人口の下で、高率の小作料が植民地地主制の経済基盤を形成した。1949年の農地改革法制定後、朝鮮戦争を挟んで農地改革が進められ、1950年代後半には農地の分配が終了した(深川1987:109)。

日本では農地改革後に、小作を禁ずる農地法が制定されたが、韓国では農地法が制定されず1960年代に小作が再生した<sup>3)</sup>(深川1987:113)。これは、再生小作制と呼称され、農地改革により自作農化した農民が、農家経済の逼迫で農地を手放し再び小作に転落するケースが主流であった。1960年代前半まで非農業部門雇用は限定的で、農地売却後に農民は小作として農村に留まらざるを得なかった(倉持1985:16)。小作の増加に伴い、農地に占める借地の比率(以下、借地率)は、農地改革後1962年の14.1%から、1969年の17.6%に上昇した<sup>4)</sup>。その後、工業化・都市化に伴う離農民の増加により、再生小作制は後退する。1965年の日韓基本条約による請求権資金導入を契機にインフラストラクチャー等の整備が進み、日本などから直接投資が流入して労働集約型の製造業の雇用需要が増加した。離農民増加に伴う借り手減少などから、1974年に借地率は13.2%へ低下した(図2)。

ところが、1970年代後半以降、再び借地が増え始める。借地率は、1980年に21.3%、1990年には36.5%へと上昇した。借地発生は主に、世帯構成員の一部が都市に流出し、自家労働力に不足する比較的規模の大きい農家が在村地主になるケースや、零細農家が完全に離農離村して

3) 韓国政府は農地改革法に代えて新たに農地法を制定するために、50年代末から70年代の末までに6回にわたり農地法案を提出して農地立法を試みた。農地法の提案が行われるたびに激しい論争を巻き起こしたが、農地法の制定には至らなかった。

図2 借地率の上昇



(出所) 韓国 国家統計庁 社会統計局農水産動向課『農家経済調査』各年度  
 データ入手先は、国家統計庁、KOSIS (Korean Statistical Information Service)、<https://kosis.kr/index/index.do>  
 (最終アクセス2023年9月21日)  
 (注)『農家経済調査』の対象農家は約3,000世帯。農家人口の変化を反映して、5年毎にサンプルが再編成されている。

しまい跡地を小作に出して不在地主になるケースであった(倉持1985:22)。1960年代の再生小作制は農民の小作転落により発生したが、1970年代後半以降の借地は、農家の労働力不足や離農離村により発生した。

1970年代以降の農家人口の減少は、農業センサスにより確認できる(表1)。農家人口は、1970年の1442.2万人から、2000年には403.1万人

に縮小しており、この30年間で約1,000万人が減少している。年代別の減少幅は1970年代に359.5万人で、1980年までの10年で24.9%減少している。1980年代の減少数は416.6万人で、この10年の減少率が38.5%と最も大きい。90年代も36.9%の高い減少率が続いた。2000年以降も、70年代と同じ24%台の高い減少率が続いている。一方、農家戸数の減少幅は、1970年代に32.8万戸、減少率は13.2%であった。80年代は減少幅38.8万戸、減少率は18.0%に上昇した。90年代には38.4万戸と同規模の減少が続き、減少率は21.7%とピークを示した。減少率から見ると、農家人口も農家戸数も、80年代から90年代に急減している。全体として、農家人口減少のテンポは、農家戸数の減少を上回り、農家の平均世帯員数は1960年の6.12人から2000年には2.91人へと半減した。とくに1980年代は、家族労働力の減少から農家経営は縮小を余儀なくされた。借地は、零細農

4) 1960年代には、農地改革法の所有上限を超える大農経営も現れた。農地法不在の韓国では、農地改革法の農地配分上限「自営ないし自耕」3町歩が、改革後の所有上限とされた。家族労働力による自耕限界は2町歩であり、大農はモスム(叫合、年雇)により自営の範囲を3町歩以上に拡大した(深川1993:86)戦後には大量の帰国民が流入しており、農地改革で農地を得られなかった人々は、モスム層として農村に広範に滞留していた。大農がモスムを雇うには、年給の支払いと共に宿食処(母屋と分離した別棟)に固定投資が必要であった。モスムをすでに1人雇っていた2~3町歩層は一つの部屋に2人または希には3人程のモスムを詰め込んで固定資本の追加投資なしにモスムの増員つまり上層への上昇を容易に行った(金聖昊1988:223)。

表1 農家人口の減少

年度	総人口 (万人)	農家人口 A (万人)	農家人口 の増減数 (万人)	農家人口 の増減率 (%)	農家数 B (万戸)	農家の 増減数 (万戸)	農家の 増減率 (%)	農家の平均 世帯員数 A/B (人)
1960	2,501.2	1424.3	-	-	232.9	-	-	6.12
1970	3,224.1	1442.2	17.9	1.3	248.3	15.4	6.6	5.81
1980	3,812.4	1082.7	△359.5	△24.9	215.5	△32.8	△13.2	5.02
1990	4,286.9	666.1	△416.6	△38.5	176.7	△38.8	△18.0	3.77
2000	4,700.8	403.1	△263.0	△36.9	138.3	△38.4	△21.7	2.91
2010	4,955.4	306.3	△ 96.8	△24.0	117.7	△20.6	△14.9	2.60
2020	5,182.9	231.4	△ 74.9	△24.5	103.5	△14.2	△12.1	2.24

(出所) 統計局農水産統計課『農業総調査』(農業センサス) 各年度

KOSIS (Korean Statistical Information Service)、<https://kosis.kr/index/index.do> (最終アクセス2023年9月29日)

(注) 「農家」は個人農家。

が生活のために農地を借りるケースが多く、借地競争から地代が上昇して農民が困窮したことから、借地が社会問題化した(深川2001:77)。機械化と省力化の遅れから、借地経営は小規模中心の段階にとどまっており、大規模な借地経営の出現は、90年代の農業機械の普及を待たねばならなかった。

## 2) 1990年代の市場開放下の農地政策

借地農民困窮化の批判を受けて、政府が対応に動きだした。1988年に、借地を抑制するために、低利融資による「農地購入資金支援事業」が開始された。農民の農地購入を支援し、借地を自作地化することで、借地農問題の緩和を目指した。1990年には「農地売買事業」が開始され、農地購入支援の対象範囲が、大農へ拡大した。1994年には、農地所有の上限が農振地域で3haから20haへ引き上げられ、購入支援のターゲットは、零細農から大農へ移行した。売買事業は一定の成果を上げたが、農地価格の上昇や財政問題という副作用を併発し、1990年代の半ばには事業規模を縮小することとなった(深川2001:89)。

政策側は、1980年代に借地が社会問題化したことから、農地の購入支援などにより借地を抑制

しようとしたが、功を奏せず借地は増え続けた。

この後、政府の政策は、賃貸借の抑制から、賃貸借の管理へと舵を切ることになる。転換の契機は、農産物市場の開放であった。1990年代前半には、ガット・ウルグアイラウンド交渉妥結の影響を受け、農産物市場開放の圧力が強まった。韓国は、工業製品の輸出が経済成長を牽引してきたことから輸出依存度が高く、自由貿易体制の維持と、農産物市場の開放は不可避であった。市場開放の国内対策として政府は、平坦部農村の大規模稲作農家育成による国際競争力向上の方針を打ち出し、稲作農家に対して資金支援を実施した(深川2001:87)。

安価な外国産米に国産米が対抗するには生産性向上によるコスト引下げを必要とした。生産性向上には、機械のフル稼働が可能な大区画の農地を要し、農地経営規模の拡大には借地が不可避であった。政府は、長期賃貸借事業を通じて賃貸借を管理し、併行して、「農業機械半額供給事業」(以下、半額事業)を打ち出した。長期賃貸借事業では、制度整備を通じて賃貸借の安定化を支援し、「半額事業」では、機械購入費の半額について補助金を支給した。借地の拡大と作業の機械化が農地経営規模の拡大を支えるこ

ととなり、90年代の終わり頃には大規模稲作農家が出現した（深川2001:99）。

半額事業は当初、大農を対象としたが、中小農の反発を受け、後に中小農へ補助事業の対象範囲を拡大した。事業の目的は、規模拡大から、国内対策へと転化した。中小農家は、農地経営規模に比して過大な能力の機械を抱え、機械の過剰装備が発生し、償却資金確保のために営農受託を開始した（深川2001:178）。各階層の営農受託は、受託農家間の受託競争を通じて、受託料を抑制したが、大型機械を擁する大農は償却費補填のために受託面積を増やし、経営の安定化に努めた。高齢化の進行による委託需要の増加がこれを支えた。

大型機械への長期資本投資に伴うリスクは、営農受託を増やすことで緩和可能となった。残る課題は、賃貸借の安定に向けた制度整備である。

### 3) 2000年代以降の賃貸借の制度化と限界

1996年施行の農地法は、それまでの賃貸借を許容するとともに、1haまでの新規の賃貸借を条件付きで認めた。同法（第6条1項）では、「農地は、自分の農業経営に利用するか、又は利用する者でなければ、これを所有できない」として、自作目的外の農地所有を禁止した。例外規定として1996年1月1日以前に所有していた農地と、相続及び8年間の自作を経て離農後も続けて保有する農地（上限1ha）の所有を認めた<sup>5)</sup>（李錫注2005:68）。2003年には農地法が改訂され、農民でなくとも、自作目的300坪（10a）以上であれば所有を認め、週末・体験農場目的に、300坪（10a）未満の農地を購入可とした（李錫注同上）。さらに、2005年には、「韓国農漁村公社及び農地管理基金法」が制定され、韓国農漁村公社を通じた賃貸借が認められた（近藤

2015:30）。同法による貸付は当初、2haを上限としたが、2009年の改正で、2haを超える貸付も認められることとなった（金泓相他2016:35）。

農地法は、農地の所有規制を通じた賃貸借の抑制を企図したが、例外規定を利用した賃貸借が増え続け、制度理念と実態の間のズレが拡大した。これを追認するように、農地法は改定を重ね、賃貸借規制が緩和されることとなり、農漁村公社を通じた賃貸借管理が進められた。

しかし、近藤によれば、「農地賃貸借は韓国農漁村公社など公的機関の介在を敬遠する傾向が強い」（近藤同上:33）。公社を通さない私的な賃貸借が大半を占める。文書契約が行われず、口頭契約率が高い水準にある（金泓相他同上:35）。公社利用度の低い原因は、手続きの煩雑さや管理に加えて、私的契約でも支障のないことである。全羅北道における高安の調査事例では、口頭契約で問題がないという農家の回答がある<sup>6)</sup>。賃借は相対交渉の口頭契約で期間は定まっていないが、地主が他用途に使うことが無い限り借地は安定しており、農地引き揚げは1割以下である。むしろ公社を通すと書類が煩雑になる。個人情報や農地に関する情報もすべて書類に書く必要があり、本人が出てきてハンコも押さなければならない（高安2015:46）。

5) 農地法の賃貸借の例外規定は、①1996年以前から所有している農地、②1ha未満の相続農地、③8年間の自作後に離農し所有する農地、④特別な理由（徴集、疾病など）で営農を中断した農地、⑤農地の抵当機関の執行による農地、⑥5年以上自作した60才以上の引退農家の農地等。委託経営の例外規定は、①全作業委託で徴集あるいは服役等で一時的に営農を中断する場合、②農地利用増進事業に参加し、一部委託で農業者の自家労働力が不足している場合（作目別に主要農作業の1/3以上または直接的に営農に従事しているならその他の作業は委託可能）等。また、「実際にはこの規定は全然守られていない状態である」（李錫注2005:69）。

6) 調査は、2014年8月に、全羅北道井邑市、扶安郡、益山市において実施された。

公社利用度の低さは、公社の交換分合事業にも表れている。公社は、分散錯圃是正の交換分合を、事業資金融資などにより行っている。しかし、高安の調査では、公社を利用しないケースもある。借り手は地主に知らせずに、他人が借りている近くの圃場を、遠くの自分の借地と、耕作期間に限り交換して耕作を行っている。地主は、地代さえ払ってもらえればよく、交換に関心がない（高安2015:40）。

以上に見た通り、政策側は、借地管理による借地経営の安定化を企図したが、依然として、借地は、制度外で存続し続けている。

#### 4) 高齢化と農地の貸付圧力

先行研究で指摘された借地経営の不安定にもかかわらず、借地が多いことの原因は何か。品川によれば、借地の多さの背景には、農地価格が上昇する中で農業収益が低下していること、および、高齢化に伴う「農地の貸付圧力」が高まっていることがある。同氏の調査での農家回答によれば、農地価格の上昇から、農地を「ローンを組んで購入しても金利すらカバーできない」<sup>7)</sup>（品川2018:239）。高安の農家調査においても、過去には農地を購入したが、最近では、高くは買えないという回答がある（高安同上:38）。地権者は相続による農地所有が多いが<sup>8)</sup>、その農地が投機購入に廻されたとしても、新たな地権者が自作することなく賃貸に廻すため借地継続上は問題ない。地主が変わっても、所有者には、耕作の義務が課せられるため賃貸せざるを得ない（品川同上）。金泓相他は不在地主の多さを問題

として指摘したが（金泓相他同上:36）、不在地主に耕作義務が課されるのであれば、地主が不在であることは問題とならない可能性がある。

高齢化などにより、営農委託から賃貸に移行するケースもある。高齢農民は通常、軽作業が可能な間は、農地を賃貸せず経営を自ら行い、収穫等の重い作業のみ機械保有農家に委託する<sup>9)</sup>。その場合の所得は、農地賃貸を行った場合の地代所得を上回る（深川2018:32）。借地経営にとっては、地代支払い後の所得が、営農受託による所得を上回る分、借地経営が有利である。高齢の委託者は、加齢により軽作業が難しくなれば、作業委託から、農地賃貸へ移行する。近年の高安の農家調査からも、委託者から賃貸依頼をうけるケースが明らかとなっており（高安同上:38）、営農受託は、借地へのステップと位置づけられる。

先行研究は、賃貸借契約の不安定による農地引き揚げのリスクが、長期資本投資を抑制すると批判したが、実態として、高齢化の下で農地の供給は増えており、引き揚げのリスクは、かつてほど大きくない。東国大学の黄在顕教授へのインタビューによれば、「最近、賃貸借は高齢化に伴い、借り手を探すのが難しくなっている。とくに、畑作、小規模、遠距離、中山間地域などでは、借り手が現れない」<sup>10)</sup>。高安の調査によれば、農地の貸し手は高齢農家で、中山間地は借りやすい（高安同上）。

農地の貸付圧力の高まりは、借地料にも反映されている。農家経済調査から、借地料率をみると、2000年代には15～16%台で推移していた

7) 調査は2015～16年に、完州郡高山面で開催された（品川同上:239）。

8) 金泓相他の調査では、不在地主の農地取得理由は、相続による農地取得53.9%、贈与による農地取得12.2%、売買による農地取得33.9%であった（金泓相他同上:66）。

9) 金泓相他によれば、在村地主が、農地を売却せずに賃貸する理由の多くは、農地を相続するためである。同氏は、今後、高齢化が進めば、在村地主による農地賃貸の増加は不可避と予測している（金泓相他同上:64）。

が、2010年代後半は10～13%台に低下している（図3）。また、地代の形態を、現物、現金、無報酬に分けてみると、地代無しが無報酬が増えてきている。その割合は2000年代半ばごろまでは10%以下であったが、2010年代になると10%をこえ、最近では17%台を推移している（表2）。中山間地などでは、地代無しでも借り手が限られている。

以上の通り、先行研究の借地批判にもかかわらず、借地経営を巡る状況は、その存続を危うくするほどのものではない。むしろ、借地経営は安定し一定の合理性を有するかに見える。この点を、実態調査から確認してみよう。

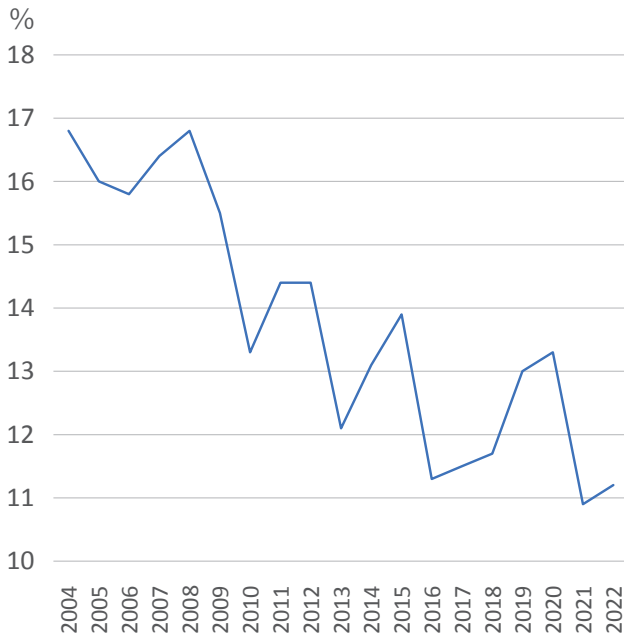
## 2. 平坦部農村地帯における借地経営の実態

### 1) 調査地の概要－全羅北道益山市及び金堤市

本稿では、平坦部農村における借地経営について、検討することが課題である。検討対象として、全羅北道益山市と金堤市の二つの法人を選定した。

全羅北道は、韓国の典型的な平坦部農村地帯である。益山市は人口約30万の農村都市であり、隣接する金堤市の人口は約9万である。全国比で同地域の特徴を見ると、2020年の農地に占める水田面積の比率は、全国55.2%に対し、全羅北道70.1%、益山市80.4%、金堤市80.7%であり、調査地が、韓国の典型的な、平坦部、水田地帯であることが分かる（表3）。

図3 借地料率の低下



(出所) 図2と同じ。

(注) 賃借料率 (%) = 借地の総作物収入に占める借地料の割合  
 ※総作物収入とは借地における主産品及び副産物の収量×単価。

表2 借地料の支払い形態

単位：%

年次	現物	現金	無償	計
2004	51.9	39.3	8.8	100.0
2005	51.3	38.7	10.0	100.0
2006	50.8	40.0	9.2	100.0
2007	50.0	40.6	9.4	100.0
2008	48.6	41.5	9.9	100.0
2009	42.7	42.8	14.5	100.0
2010	37.8	41.7	20.5	100.0
2011	36.6	45.6	17.8	100.0
2012	34.8	48.7	16.5	100.0
2013	32.7	51.1	16.2	100.0
2014	28.1	55.3	16.6	100.0
2015	28.8	55.2	16.0	100.0
2016	25.1	58.0	16.9	100.0
2017	19.8	63.9	16.3	100.0
2018	27.8	57.8	14.4	100.0
2019	23.6	60.5	15.8	100.0
2020	24.9	58.6	16.5	100.0
2021	20.1	62.3	17.6	100.0
2022	20.0	62.3	17.7	100.0

(出所) 図2と同じ。

10) 東国大学の黄在顕教授への2023年10月10日のインタビューによる。

この水田比率は近年低下している。2005年と2020年を比較すると、全国は62.8%から55.2%へと低下した。水田比率減少の背景には、コメの過剰対策としての水田転作奨励政策がある。転作によりコメの生産過剰を抑制し価格を安定させようとした。この転作奨励政策などにより、全羅北道においても水田比率は、同期間に76.1%から70.1%へ低下したが、益山市と金堤市の2020年の水田比率は依然として約8割を維持している。

2020年の水田の借地率は、全国38.5%に対し、全羅北道41.2%である。また、益山市33.1%、金堤市41.6%である。全羅北道は、2005年の43.2%から2015年には46.9%へ増え、その後2020年には41.2%へ低下している（表4）。低下は全羅北道に留まらず全国的な傾向であり、その原因については、別稿で検討したい。

借地率の低下にも拘わらず一部農家の経営規

模は拡大している。全羅北道の農地経営規模別水田農家戸数の変化について、2005年を100とする2020年の指数をみていくと、10.0ha以上層が全国で161.9となる（表5）。全国には及ばないが、全羅北道148.2、金堤市135.6である。益山市は91.2であるが、他の経営規模階層に比して相対的に減少の度合いが小さい。これらから、水田比率や借地比率が低下傾向にある中で、一部の水田農家の経営規模は拡大していることがわかる。

両市の主要作目は、コメであり、金堤市では水田大豆の栽培が盛んである。耕地面積対比の、コメと大豆の作付面積を、全国と比較してみると表6の通りである。コメは全国53.4%、全羅北道67.1%に対し、益山市は78.5%である。大豆

表3 全羅北道の水田比率の変化

単位：ha、%

耕地面積				
	2005年	2010年	2015年	2020年
全国	1,510,548	1,449,418	1,309,787	1,115,613
全羅北道	187,374	177,057	164,433	140,247
益山市	23,841	21,864	22,087	16,895
金堤市	26,914	25,146	21,823	18,497
水田面積				
	2005年	2010年	2015年	2020年
全国	948,345	839,996	737,415	615,279
全羅北道	142,671	128,392	118,092	98,303
益山市	20,537	18,201	18,394	13,582
金堤市	22,638	20,938	18,529	14,927
水田比率				
	2005年	2010年	2015年	2020年
全国	62.8	58.0	56.3	55.2
全羅北道	76.1	72.5	71.8	70.1
益山市	86.1	83.2	83.3	80.4
金堤市	84.1	83.3	84.9	80.7

(出所) 表1と同じ。

表4 全羅北道の借地率の変化（水田）

単位：ha、%

水田面積				
	2005年	2010年	2015年	2020年
全国	948,345	839,996	737,415	615,279
全羅北道	142,671	128,392	118,092	98,303
益山市	20,537	18,201	18,394	13,582
金堤市	22,638	20,938	18,529	14,927
借地面積				
	2005年	2010年	2015年	2020年
全国	373,134	338,302	310,252	237,134
全羅北道	61,614	58,770	55,433	40,487
益山市	8,544	7,855	8,188	4,493
金堤市	9,907	9,745	9,058	6,205
借地率				
	2005年	2010年	2015年	2020年
全国	39.3	40.3	42.1	38.5
全羅北道	43.2	45.8	46.9	41.2
益山市	41.6	43.2	44.5	33.1
金堤市	43.8	46.5	48.9	41.6

(出所) 表1と同じ。

(注) 本表と図2の間には借地データに差がある。本表は『農業総調査』、図2は『農家経済調査』の数値である。『農業総調査』は全数調査であるが、『農家経済調査』は約3,000戸の標本調査である。

表5 全羅北道の農地経営規模別水田農家戸数の変化（2005年と2020年）

単位：戸

2005年								
	水田農家計	0.5ha 未満	0.5-1.0	1.0-2.0	2.0-3.0	3.0-5.0	5.0-10.0	10.0ha 以上
全国	938,136	412,001	270,571	161,114	43,392	32,614	15,311	3,133
全羅北道	101,562	34,023	28,030	22,049	6,948	6,115	3,522	875
益山市	12,165	3,496	3,253	2,857	937	874	555	193
金堤市	11,085	2,576	2,452	2,766	1,104	1,205	791	191
2020年								
	水田農家計	0.5ha 未満	0.5-1.0	1.0-2.0	2.0-3.0	3.0-5.0	5.0-10.0	10.0ha 以上
全国	555,990	296,054	126,704	69,921	21,437	21,831	14,972	5,071
全羅北道	60,374	25,647	13,872	9,924	3,176	3,717	2,741	1,297
益山市	8,223	3,204	2,040	1,494	437	523	349	176
金堤市	5,660	1,488	1,188	1,153	462	617	493	259
2020年の増加指数（2005年 = 100）								
	水田農家計	0.5ha 未満	0.5-1.0	1.0-2.0	2.0-3.0	3.0-5.0	5.0-10.0	10.0ha 以上
全国	59.3	71.9	46.8	43.4	49.4	66.9	97.8	161.9
全羅北道	59.4	75.4	49.5	45.0	45.7	60.8	77.8	148.2
益山市	67.6	91.6	62.7	52.3	46.6	59.8	62.9	91.2
金堤市	51.1	57.8	48.5	41.7	41.8	51.2	62.3	135.6

（出所）表1と同じ。

は、全国3.7%、全羅北道4.6% に対し、金堤市は13.1%と突出している。

ここでは、益山市でコメを中心に栽培する営農法人、金堤市で水田大豆の栽培に関わる営農法人について、ヒアリング調査を行った<sup>11)</sup>。益山市の営農法人は、7戸のコメ栽培農家からなる。いずれも、大型機械を擁し、借地農業経営を行っており、なかには、裏作の麦作と合わせた経営規模が100haを超える農家もある。金堤市の営農法人は水田大豆の精選・選別を担う。同法人は大豆専用コンバイン5台を擁し、出資

農家の営農を受託するが、これとは別に、出資農家は15台の汎用コンバインを有し、収穫等の作業を個別に行っている。独立して機械に固定資本を投資する農家の集まりといえる。益山市と金堤市の法人は、いずれも平坦部稲作農村における借地経営の典型事例である。

表6 コメと大豆の作付面積（2020年）

単位：ha、%

実数			
	耕地面積	コメ	大豆
全国	1,115,613	595,405	41,726
全羅北道	140,247	94,067	6,487
益山市	16,895	13,262	289
金堤市	18,497	13,828	2,415
構成比			
	耕地面積	コメ	大豆
全国	100.0	53.4	3.7
全羅北道	100.0	67.1	4.6
益山市	100.0	78.5	1.7
金堤市	100.0	74.8	13.1

（出所）表1と同じ。

11) 2019年8月7日に、益山市クムガン洞ハングル営農組合法人にて、同法人の会長および理事2名に対して、聞き取り調査を実施した。また、同日に、金堤市チクサン面チクサン水田大豆営農組合法人にて、同法人のハン・ウンソン事務局長に対して、聞き取り調査を行った。さらに同日、外国人労働者を臨時雇いで雇用する水田大豆農家に対して、別途にヒアリング調査を実施した。調査には、筆者の他、高安雄一（大東文化大学）、黄在顕（東国大学校）、水野敦子（九州大学）、趙佳鉦（全北大学校）が参加した。なお、2023年10月10日にメールを通じた、追加調査を実施した。

## 2) ハングル営農組合法人の事例

益山市のヒアリング対象は、益山市金江（クムガン）洞に位置する、ハングル営農組合法人である。

ハングル営農組合法人は2008年設立。法人の参加農家は7戸。1970年代生まれが中心で、30歳代の比較的若い時期に、法人設立に参加した<sup>12)</sup>。この7名は稲作を中心とした複合経営の農家である。2014年時点では、コメに、麦、韓牛、イチゴ栽培などが加わり総栽培面積415ha（表7）。韓牛、イチゴ栽培は、いずれも労働投入を要する作目であるが、小麦作も含め、複合経営への移行で安定化を図っている。2017年からはコメの生産調整をうけて、水田大豆の栽培を開始したが、稲作中心の経営は継続している。2016年には農村振興庁のコメ加工事業に選定され、コメの加工を開始し、2017年にはハングルフード営農組合法人を設立した。法人成功の理由は、平坦部の圃場で、機械化による規模拡大の条件が整備されていたことが大きい。加えて、高齢の親世代から経営を継承して、30歳代という比較的若い時期に法人経営に参加し、緩やか

なつながりを持ちながら、規模拡大と多角化を進めたことが、成功の背景にあるという。

コメの栽培面積は7戸合わせて258ha。うち自作地が78ha、借地が180ha、借地率69.8%である（表8）。借地のうち半分が不在地主で同村に居住しない。各農家が、トラクター、移秧機、コンバイン、乾燥機を装備し、機械の償却のために、いずれの農家も自家営農面積に近い作業受託面積を抱える（表9）。作業受託を含めた、メンバーの総経営面積は400haを超える。移秧作業に限った場合の作業面積は352haである。自家営農面積258haに加えて94haの移秧作業を受託していることになる。同法人には、農地賃貸、営農委託などを通じ、同地域の農家の3割が参加している。残り7割の中で、規模の大きな農家で不参加なのは、「家主が高齢で積極的でない」ケースが多い。

同法人の借地の契約方法は、韓国農漁村公社を通じた制度内の賃貸借が少なく、私的な制度外の賃貸借が主である（表8）。7戸合計の借地面積180haのうち、公社を通じた借地は25.2ha、公社契約比率は14.0%である。うち農家番号①

表7 ハングル営農組合法人構成員の水田作物栽培面積

単位：ha

農家番号	構成員の生年	水田作物栽培面積					計	その他
		コメ	大麦	小麦	鼠細麦			
①	1975	24	10	-	-	34	キノコ200坪	
②	1969	64	24	24	-	112		
③	1972	50	10	-	32	92	韓牛230頭	
④	1973	12	1	-	-	13	イチゴ1,800坪	
⑤	1975	52	24	-	-	76	小型RPC運営	
⑥	1977	24	12	-	-	36		
⑦	1979	32	20	-	-	52		
計		258	101	24	32	415		

（出所）ハングル営農組合法人提供資料。同資料は2014年10月時点のもの。

12) 同法人の設立経緯等については、深川（2020:183）を参照されたい。

は、借地面積20haであり、そのうち公社を通じた制度上の借地は、1.6ha、8.0%に過ぎない。7戸合計の私的契約比率は86.0%であり、最も私的契約率の小さい農家番号②でさえ、75.0%と、借地の3/4を私的契約が占める。この私的契約は、1年契約であり、翌年の更新の保証はない。貸し手、借り手ともに、いずれかの都合により契約更新を止めることができる。私的契約比率の高さから、借地経営は、きわめて不安定ではないかと懸念されるが、実際に調べてみると、そうではない。

表10は、2011年から17年の6年間の、同法人の水田面積のデータであるが、ほぼ変わっていない。農地の引き揚げなどがあれば、大きく変動しているはずであるが、この6年間は前年と同じか、少し増えている程度であり、安定している。すなわち、批判されているように、私的契約の多さから、借地経営が不安定であるとの根拠は見えてこない。これは水田面積全体であるが、7割を占める借地についても、毎年、ほぼ同じ農地が更新されているとみることができる。

表8 ハングル営農組合法人構成員の借地面積および契約方法

農家番号	コメ栽培面積					比率		
	A計 (ha)	自作地面積 (ha)	借地面積			借地率 B/A (%)	公社契約 比率 C/B (%)	私的契約 比率 D/B (%)
			B計 (ha)	うち公社 契約面積 C (ha)	うち私的 契約面積 D (ha)			
①	24	4	20	1.6	18.4	83.3	8.0	92.0
②	64	32	32	8.0	24.0	50.0	25.0	75.0
③	50	8	42	4.0	38.0	84.0	9.5	90.5
④	12	4	8	0.8	7.2	66.7	10.0	90.0
⑤	52	14	38	4.8	33.2	73.1	12.6	87.4
⑥	24	6	18	2.0	16.0	75.0	11.1	88.9
⑦	32	10	22	4.0	18.0	68.8	18.2	81.8
計	258	78	180	25.2	154.8	69.8	14.0	86.0

(出所) 同上。

(注) 借地のうち公社契約以外の私的契約は、すべて毎年更新の口頭契約。

表9 ハングル営農組合法人構成員の農業機械所有台数

単位：台

農家番号	トラクター	田植え機	コンバイン	乾燥機
①	4	1	1	3
②	5	2	1	6
③	5	1	1	5
④	3	1	1	2
⑤	5	2	1	4
⑥	4	1	1	4
⑦	4	1	1	4
計	30	9	7	28

(出所) 同上。

表10 ハングル営農組合法人のコメ栽培面積の推移

単位：ha

基準年月	コメの栽培面積	増減面積
2012年11月	244.0	-
2013年11月	258.0	14.0
2014年11月	261.2	0.0
2015年11月	261.2	0.0
2016年11月	261.2	0.0
2017年11月	270.0	8.8

(出所) 同上。

(注) 表7・8の2014年10月データには、2013年11月の数値が使われている。

### 3) チクサン水田大豆営農組合法人の事例

金堤市は、益山市と同じく平坦部に広大な農地が広がる。

金堤市では、水田転作地に大規模に大豆を栽培している。大豆栽培農家の経営規模別農家数をみると、2.0ha以上層の構成比は、全国平均0.8%に比べて、全羅北道2.3%、金堤市14.4%である。全羅北道の2.0ha以上の大豆栽培農家は500戸であるが、このうちの255戸が金堤市に集中している(表11)。機械保有種類別の食糧栽培農家戸数をみると、金堤市は、機械の保有比率が、全国及び全羅北道を上回っている。乗用運転のトラクターは、全国11.9%、全羅北道14.3%に対して、金堤市は35.2%。収穫を行うコンバインは、全国1.7%、全羅北道2.9%に対し、13.7%である。播種機についても、同じく、金堤市の保有比率が高い(表12)。大規模な大豆栽培の

ために、機械化の進展した地域である。金堤市の中でも、調査地のチクサン面は、特に、経営耕地規模の大きい農家の構成比が高い。チクサン面の農家404戸のうち、10.6%が10ha以上の農地を経営し、5.0-10.0haの階層を併せると、104戸の農家が5.0ha以上の農地を経営している(表13)。

金堤市の調査対象の法人は、金堤市のチクサン面に位置する。ヒアリング対象のチクサン水田大豆営農組合法人の事業内容は、水田大豆栽培(2018年480ha)、作業受託、精選・選別事業である。同法人は、大豆栽培農家と契約し、収穫した大豆の精選・選別を請け負う。同時に、大豆栽培の機械作業受託も行っている。同法人は、2019年現在、組合員は73名である。契約農家は、政府の生産調整(減反)による補助金(2011年～)を契機として、水田稲作から、水田を活用

表11 金堤市の経営規模別大豆栽培農家戸数(2020年)

単位:戸、%

		大豆栽培農家	0.1ha未満	0.1-0.3	0.3-0.5	0.5-1.0	1.0-2.0	2.0ha以上	大豆栽培面積
戸数	全国	252,904	178,813	45,597	15,015	8,413	3,086	1,980	41,726
	全羅北道	22,210	14,535	4,333	1,438	916	488	500	6,487
	金堤市	1,774	688	357	178	153	143	255	2,415
比率	全国	100.0	70.7	18.0	5.9	3.3	1.2	0.8	100.0
	全羅北道	100.0	65.4	19.5	6.5	4.1	2.2	2.3	15.5
	金堤市	100.0	38.8	20.1	10.0	8.6	8.1	14.4	5.8

(出所) 表1と同じ。

大豆栽培農家には、主にコメや、野菜を栽培しながら小規模に大豆を栽培する農家を含む。

表12 機械保有種類別の食糧作物栽培農家戸数(2020年)

単位:戸、%

		食糧作物栽培農家戸数	耕運機(歩行耕耘)	トラクター(乗用耕耘)	コンバイン(収穫)	管理機(歩行耕耘)	乾燥機	播種機	低温貯蔵庫
戸数	全国	140,111	37,664	16,659	2,446	36,197	30,223	5,065	13,064
	全羅北道	10,330	2,541	1,480	300	2,357	2,251	444	1,754
	金堤市	1,011	344	356	139	335	315	148	233
比率	全国	100.0	26.9	11.9	1.7	25.8	21.6	3.6	9.3
	全羅北道	100.0	24.6	14.3	2.9	22.8	21.8	4.3	17.0
	金堤市	100.0	34.0	35.2	13.7	33.1	31.2	14.6	23.0

(出所) 表1と同じ。

した水田大豆へ転作した。当初は、個人経営が多かったが、共同作業、共同選別などにより、組合法人に発展した。

組合資産としては、大豆専用コンバイン5台、広域防除機1台、組合倉庫、事務室一棟、精選・選別ライン一式を有する。大豆専用コンバインは、1台で年間40ha、組合は5台で年間200haの作業を行う。組合の水田大豆栽培面積は480haであるから、その4割について組合が担当し、残りを個人農家が作業することになる。コンバインは1台約1億ウォン（約1,000万円）、耐用年数は6～7年である。組合では、オペレーターを雇用し日当2万円を支給している。秋頃の収穫期間は30～50日となる。組合の他に、組合員の個人所有のコンバインが15台あり、組合員が個別に作業を行い、精選・選別のみ、組合のラインに依頼するケースが多い（表14）。組合の水田大

豆の単収は370kg/10aであり、他地域165kg/10aの2倍である。この地域は元々が水田で、水利が良いため単収が大きい。

チクサン水田大豆営農組合法人は、組合員から1人当たり400万ウォンの出資金を募り運営している。組合運営収入は、コンバイン作業受託、精選・選別費等である。作業を委託する組合員からは1,200坪当たり5万ウォンの年会費を徴収している。広域防除機の作業および精選・選別の作業は、参加した組合員に手当を支給後、残りは組合の運営収入としている。農家は、毎回の1,200坪の出荷当たり500万ウォン台の収入を得て、300万ウォン台の所得を（賃借農基準）を達成している。これは、稲作栽培対比で、約2倍の所得となる。

さらに、多様な販売ルートを確認にしている。アイクブ生協に生産者正会員加入し、600余トン

表13 チクサン面の耕地規模別農家戸数（2020年）

単位：戸、%

		農家戸数計	0.5ha 未満	0.5-1.0	1.0-2.0	2.0-3.0	3.0-5.0	5.0-10.0	10.0ha 以上
戸数	全羅北道	92,262	41,129	19,987	14,964	5,368	5,264	3,743	1,807
	チクサン面	404	69	47	73	49	62	61	43
比率	全羅北道	100.0	44.6	21.7	16.2	5.8	5.7	4.1	2.0
	チクサン面	100.0	17.1	11.6	18.1	12.1	15.3	15.1	10.6

（出所）表1と同じ。

表14 チクサン大豆営農組合法人及び組合員の機械保有状況

作業内容	保有機械	機械保有の主体
耕耘整地	トラクター および ロードベリター	個人
施肥	トラクター付属の肥料同時播種機または大豆播種機	個人
播種	トゴルベト機附属 4条式 大型播種機	個人
除草	動力噴霧器（初期除草）、および 従前式噴霧器（中期除草）	個人
防除	広域防除機（4トン1台）	組合
	収容管理機、動力噴霧器	個人
収穫	大豆専用コンバイン5台（ヤンマー、クボタ）	組合
	汎用コンバイン -（15台）	個人
乾燥	穀物乾燥機（5トン、4台、大豆兼用に改造）	組合
	穀物乾燥機（5トン、大豆兼用に改造）、穀物乾燥機（2トン）	個人
精選・選別	精選・選別ライン（3トン/時間）	組合

（出所）チクサン大豆営農組合法人提供資料。

/年の契約栽培をおこなう。販売先は、約半分が生協（4,700ウォン/kg）で、残り半分は政府収買（4,200ウォン/kg）及び一般市場である。

チクサン面では、同法人とは別に、水田大豆栽培農家に個別にヒアリングを行った。その農家では、ドイツ製のトラクターとコンバインを保有し、60haの農地を息子とともに経営していた。今後、水田大豆転作補助金を受け、近郊の干拓地に農地を借りて、経営規模を拡大する計画とのことであった。農地購入により資金が固定されることを避けて、借地を行うと強調していた。

### 3. 借地経営の合理性に関する考察

益山市のハンゲル営農組合法人は、比較的規模の大きな農家のグループであり、借地により一定の経営面積を抱えている。経営安定のために、畜産・イチゴなど経営多角化を進めており、同時に、償却負担軽減を目的に機械作業の営農受託を行っている。同法人は、個々の農家の経営を尊重しながら、緩やかなつながりを維持している。

同法人の、借地率は7割、うち不在地主が半分である。同法人の借地の契約方法は、韓国農漁村公社を通じた制度内の賃貸借が少なく、私的な制度外の賃貸借が主である。私的契約は1年契約であり、翌年の更新の保証はない。貸し手、借り手ともに、いずれかの都合により契約更新を、止めることができる。更新は、文書契約でなくすべて、口頭契約である。

同法人のコメ栽培面積は、6年間ほぼ変わっていなかった。農地の引き揚げなどがあれば、大きく変動しているはずであるが、栽培面積に大きな増減はなく安定している。すなわち、批

判されているように、私的契約の多さから、借地経営が不安定であるという根拠は見えてこない。

先の黄在顕教授によれば、「口頭契約は、貸し手だけではなく、借り手にも利便性がある。双方の利便性によって、口頭契約率が高くなっている」という。貸し手は、何らかの都合により、翌年の更新をしない可能性がある。借り手も、労働力確保の困難などから、更新できない可能性もある。そのような場合に、柔軟に対処できるよう、公社を介さず、私的に口頭契約している。公社を介する場合には、最低期間の規定があり、その期間中は契約解除できない。契約により拘束されると、貸し手・借り手双方ともに、柔軟に対応できないことから、私的な契約が多いと考えられる。

私的契約率の高さは、一面、経営を不安定化させているかに見えるが、実は、借地経営は合理的な判断の下に行われていると思われる。

次に、金堤市のチクサン営農組合法人であるが、水田大豆の収穫後の精選・選別および営農受託を担っている。水田稲作から水田大豆への転作後、当初は、個人経営が多かったが、共同作業、共同選別などにより、組合法人が発展した。水田大豆は、水利の良い水田を利用した大豆作のため、国内他地域の大豆作対比で倍の収穫量がある。好条件は、借地の条件にも反映されている。

現地調査で、水田大豆の地代を確認したところ、粳米換算でha当り12俵（720kg）とのことであった。2020年の粳米の政府買入れ価格16,437w/10kgを適用して現金換算すれば、1ha当たりの地代の12俵（=720kg）は、1,183,464wとなる。

コメを生産する場合、2020年の1ha当たり平

均収量5,300kgに、政府買い入れ価格1,643.7/kgを乗じた8,711,610wが平均生産額となる。地代水準は、 $1,183,464w / 8,722,610w = 13.58\%$ である。

水田を借りて、大豆を生産する場合、生協(4,700w/kg)と政府収買(4,200w/kg)の平均販売価格4,450w/kgから、1haの大豆生産額は $3,700kg \times 4,450w/kg = 16,465,000w$ となる。よって、大豆の地代水準は $7.19\% = 1,183,464w / 16,465,000w$ である。

すなわち、水田を借りて大豆を栽培すると、稲作対比で、地代が半減することになる。さらに、大豆転作の補助金は、実際に作付けしている農家に支払われるから、水田を借りて、大豆を作るには、環境が整っている。

さらに、農地価格は、地代水準は、極めて高いことが、農地を購入せずに、借地をする理由である。全羅北道の2020年における農地の平均価格は、 $487,000,000w/ha^{13)}$ である。この価格を、地代1,183,464wで除すと、411.5となり、購入するより借りた方が良いことになる。現地ヒアリングからも、購入なら、あまり面積も増やせず、借地代の何百倍もの費用を要するとの回答があった。

購入する場合は農地価格を、農産物価格でペイするのに長期を要するが、その間、大豆栽培がどうなるかわからない。それなら、借地して規模拡大した方が良いとのことであった。いずれにしても、地価に対して、地代は割安、あるいは、地価が高すぎるので、借りの方が良いことになる。借地経営による規模拡大の合理性は

高まっている。

地代が割安であることは、全体的にも最近の傾向となっている。農家経済調査から、借地料率の推移をみると、近年は低下傾向にある。また、地代の形態を、現物、現金、無報酬に分けてみると、地代無しの無報酬が増えている。かつてのように、借地を巡る競争から、地代が吊り上がるという時代ではなく、地代無しでも借り手がいないという時代に転換しつつある。このような状況では、借地を柔軟に活用し、農業生産基盤の維持に活用する方策の検討なども必要となるであろう。

#### おわりに

先行研究では、施設投資、環境農業、水田農業について、借地による農業投資への影響が指摘された。前二者が文書契約中心であるのに対して、水田農業は口頭契約中心であり借地経営への影響が大きいと判断されることから、本稿では、水田借地経営を中心に検討することとした。叙述の順序としては、農地改革以降の借地構造の形成過程や農地政策を概観し、近年の借地を巡る調査研究を紹介した上で、借地経営の実態について詳述した。

まず、韓国農業における借地経営の展開過程について、農家人口の減少と借地構造の形成、市場開放下の農地政策、賃貸借の制度管理と限界、高齢化と農地の貸付圧力の観点から検討した。その結果、韓国の借地は高度経済成長に伴う農家人口減少の過程で形成されたものであること。借地は様々な、負の影響を与えたため、政策側は当初、その抑制に努めたこと。抑制にもかかわらず、借地は増え続け、市場開放圧力を契機とした競争力向上政策により、借地を容

13) 下記資料のデータを適用。「2020年の全北の㎡当たり平均農地価格(実際の取引価格)は4万8,700ウォンである」(韓国農漁民新聞2022年1月18日「年間平均255,000件の取引-農地価格は10年で2倍に」)。

認する方向に、政策理念が変わったこと。ただ、政策如何に拘わらず借地は増え続け、その管理のために、借地の制度化が進められたが、制度管理は難しく、制度外の借地が大半となっていること。加えて、高齢化による農地の貸付圧力から、制度外の借地は、比較的安定していること、などが明らかとなった。地価上昇の中での農業収益低下と高齢化により借地は続いており、投機目的の不在地主所有はあるが、投機目的の所有農地にも、耕作義務があり貸与されることから、不在地主の多さは、大きな問題ではなかった。

以上の検討を踏まえ、借地経営の実態を分析し、その安定性に加え、合理性について考察した。

全羅北道益山市の事例からは、韓国農漁村公社を通じた賃貸借が少なく、私的賃貸借が主であることが判明した。この私的契約は1年の口頭契約であり、翌年の更新の保証はない。そのため、私的契約率の高さは、一見、経営不安定に見える。しかし、時系列で、コメの栽培面積を見ると変化がなく、従来批判されてきたように、私的契約が経営不安定化の要因であるという根拠は見当たらない。むしろ、私的契約が、契約に拘束されない借地を可能にしている。

全羅北道金堤市の水田大豆栽培の事例からは、地代の低さから借地の有利性が明らかとなった。稲作対比で地代水準は半分程度であり、その地代水準の低さから借地が広がっている。農地価格の高騰から、借地の合理性は高まっており、好条件下に、比較的借地経営は安定している。

かつては、地代水準が高く、借地経営は困難を抱えたが、今はそういう状況ではない。高齢化が進む中、農地の貸付圧力が強まっている。借地料率は低下傾向にあり、地代無しの借地も

増えている。1980年年代のように、借地を巡る競争から地代が吊り上がるという時代ではなく、地代無しでも借り手が見つからない地域が現れている。このような状況下に、借地経営は合理性を持ち、比較的安定している。緩やかな賃貸借管理の下で、その柔軟性が発揮できる環境にあると言えるであろう。

#### 【参照・引用文献】（公刊年順）

- 倉持和雄（1985）「韓国における農地改革とその後の小作の展開」アジア政経学会『アジア研究』32（2）：1-33.
- 金聖昊（1985）「韓国農家の階層構造変動と小作の実態—農地法論争をめぐって—」『農林業問題研究』（80）：124-131.
- 深川博史（1987）「韓国農地改革の再評価」、九州大学『経済学研究』53（3）：99-114.
- 金聖昊（1988）『韓国ノ農地制度ト農地改革二関スル研究』韓国農村経済研究院（韓国語）
- 深川博史（1993）「韓国農地法論争の経過と争点—第3次農地法論争を中心として—」九州大学『経済学研究』58（4・5）：259-280.
- 深川博史（2002）『市場開放下の韓国農業：農地問題と環境農業への取り組み』九州大学出版会、406p.
- 李錫注（2005）「韓国における農地制度の変遷過程と発展方向」全国農地保有合理化協会『土地と農業』35：59-76.
- 司東千（2010）「農地賃貸借ノ問題点」弘益大学『弘益法学』11（1）：131-167.（韓国語）
- 鄭景美（2013）「農地賃貸借法制ノ改善方案ニ関スル研究」『国際法務』5（11）：85-109.（韓国語）
- 高安雄一（2015）「韓国大規模稲作農業の圃場分

- 散にかかる考察：全羅北道における農家実態調査を中心に」大東文化大学『経済研究 研究報告』28:23-49.
- 近藤功庸 (2015)「韓国の経済成長と農業発展—稲作生産性を中心として—」日本農業経済学会『農業経済研究』87(1):3-37.
- 金泓相他 (2016)『農地ノ効率的利用ノタメノ農地賃貸借管理方案』韓国農村経済研究院, 150p. (韓国語)
- 品川優 (2018)「韓国における農地流動と不在地主の可能性」飯國芳明他編『土地所有権の空洞化—東アジアからの人口論的展望—』ナカニシヤ出版, 227-246.
- 深川博史 (2018)「韓国の農業・農村政策の変遷について：2000年代以降の農村社会の二極化と再編統合」九州大学『韓国経済研究』15:23-47.
- 深川博史 (2020)「韓国におけるトルニョク経営体の構想と現状について」熊本学園大学『経済論集』26(1)175-192.
- 深川博史 (2022)「韓国農業における労働力需要の季節変動への対応—外国人の短期雇用を中心として」. 深川博史・水野敦子編著 (2022)『日韓における外国人労働者の受入れ：制度改革と農業分野の対応』九州大学出版会, 193-225.
- 【付記】本研究は、日本学術振興会・科学研究費補助金 (18K11816) の助成を受けたものです。
- [九州大学名誉教授、東海大学文理融合学部教授]